

文部科学大臣 萩生田光一様
文化庁長官 宮田亮平様

美術家の矢木奏と申します。平成 29 年度に文化庁の新進芸術家海外研修制度（短期研修）において助成を受け、調査研究を行いました。

私は文化庁の 2019 年度文化資源活用事業費補助金「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」の補助金審査において、「「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業」への補助金の不交付が決定されたことについて、強く抗議し、不交付決定を取り消すことを要望します。

私はすでに各団体から出されている「「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業」への補助金の不交付決定についての抗議声明の内容に署名または賛同をしております。この手紙では私個人が不交付についての文化庁の報道発表やそれにかかる文書を読み、不交付決定の理由に疑問を抱いたことについて書き記したいと思います。

はじめに文化庁ウェブサイトの「「あいちトリエンナーレ」に対する補助金の取扱いについて」と題されたページに記された補助金不交付決定の理由についての疑問を、次に、令和元年 10 月 1 日付で文化庁参事官から参議院本村伸子議員事務所宛に出された「「あいちトリエンナーレ」への補助金不交付を決定した審査の議事録について」と題した文書に関する疑問を書きます。

補助金不交付決定の理由への疑問 1：

報道発表にある不交付の理由から引用します。

「補助金申請者である愛知県は、展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告しませんでした。」

ここで、「文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告し」なかったことが、手続きの順序としてどのように問題があったのか、補助金適正化法 6 条を参照しましたが、わかりませんでした。補助金適正化法 6 条第 1 項を見ると、「各省各庁の長は（略）補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか（略）調査し」とあり、また、第 3 項では「各省各庁の

長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。」続く第4項で「前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。」とあります。ここで定められているのは補助事業等遂行者の義務ではなく、各省各庁の長の義務であることが読み取れます。にもかかわらず、「文化庁から問合せを受けるまで事実を申告しなかったこと」が6条に反するのでしょうか。疑問です。調査と審査をする権限は各省各庁の長にあり、交付を決定した補助事業等に必要があれば申請に修正を加えることができること、またその修正が補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにすること、と記されているように、この原則に基づいて、文化庁として補助事業の遂行に対して適切な行動をおこなったのでしょうか。その記録があれば是非公開していただきたく存じます。

補助金不交付決定の理由への疑問2：

「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告すること」をしなかったために、「[1]実現可能な内容になっているか、[2]事業の継続が見込まれるか、の2点において、文化庁として適正な審査を行うことができませんでした。」という理由が挙げられています。まずここで前提となっている「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識」することが事前にどれくらい可能なのでしょうか。すべての申請事業は来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすようなことが起こらないよう、事業設計する義務があることは確かです。そして、申請を審査する側がチェックする。この事業もそのように申請され、審査されたのではないのでしょうか。また、申告が必要であれば、補助金適正化法6条に従って問い合わせをし、回答を求めることも事前に可能だったのではないのでしょうか。つまり、審査段階で申請者も審査員も文化庁も予測し指摘することができなかったことについて事後に申請者のみの不備とすることは不適切な判断です。

補助金不交付決定の理由への疑問3：

「申請された事業は事業全体として審査するものであり」とあるにも関わらず、事業が終了していない現時点で判断していることに疑問があります。事業全体は事件になった部分だけではありません。報道ではあたかも事件に関わった展示部分が全体の多くを占めているように思われがちですが、それは正しくありません。文化庁という文化の専門機関であるな

らばトリエンナーレ全体で実施されている文化的価値を正しく評価すべきであり、専門家としてそれができないとは思えません。また、事件によって部分的に展示内容に変更があったとはいえ、その変更は重要なトリエンナーレの一部であり、文化的財産であることは疑いようがありません。アーティストは単に抗議を表明するだけではなく、時々刻々と変化する展覧会という時間の中で自身のアート作品のあるべき姿を探求することをあきらめていません。一連の出来事は記憶され私たちの後続く人々に広く参照される文化的財産になるでしょう。文化をつかさどる機関である文化庁が、アーティストのアーティストでありつづけよう、アート作品であり続けようとする努力を注視せず無視することは怠慢だと考えます。事業を全体として審査するのであれば、たとえ現時点で不交付の可能性が文化庁内外であがったのだとしても、責任をもって展覧会現場に足を運び現状を公正な目で観察し、事業終了後に事業者から提出される実績報告書を待ち、そこから事業全体を冷静に再審査した上で最終的な交付/不交付の決定がなされるべきです。なぜ、現時点で事業全体への判断として不交付を決定下すのか、その根拠にまったくもって説得力がありません。

次に、令和元年 10 月 1 日付で文化庁参事官から参議院本村伸子議員事務所宛の「あいちトリエンナーレへの補助金不交付を決定した審査の議事録について」と題した文書に関する疑問を書きます。

この文書の中で「あいちトリエンナーレへの補助金不交付を決定した審査の議事録はございません。」とあります。これはなぜですか。議事録がないということは審査もされていないと考えてよろしいのでしょうか。報道発表にある決定とその理由はどのように決議されたのでしょうか。一度採択が決定されている補助金を取り消される場合の措置として適切な手続きが踏まれていないのだとしたら、これは重大な不備であり、この交付決定の効力に対しても疑問です。

以上の疑問点を根拠として、私は、文化庁の「「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業」への補助金の不交付決定に強く抗議し、不交付決定を取り消すことを要望します。

矢木 奏
2019 年 10 月 6 日